

総務常任委員会

■議案第3号
湖南省市付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

審査内容

- ・湖南省市同和教育推進委員会を廃止することに伴い、別表から削ることについて
- ・「付属機関」の表記を常用漢字表に基づき「附属機関」に改めることについて
- ・同和教育に関する人権教育の所轄を市長部局の人権擁護課に統一することについて

全員賛成で可決

■議案第4号
湖南省市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

審査内容

- ・市内に居住する職員に、住居手当を支給することについて
- 1. 住居を賃借する職員に月額9千円を加

- 算する。
- 2. 住居を所有する職員に月額6千円を支給する。
- ・世帯主の職員に支給する住居手当の加算額が平成30年度760万円となることについて。
- ・市内への移住や定住を促進すること、災害時の地区連絡所や災害警戒本部・対策本部の各班の運営、および他の事業の運営に寄与することの整合性について。

全員賛成で可決

■議案第5号
湖南省市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

審査内容

- ・平成30年度の国民健康保険税率の改正を行うことについて。
- ・県の取り組みが、平成36年度以降、早い時期に県下で保険税率の統一を図って

くことについて。
審査の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■議案第15号

湖南省市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

審査内容

- ・湖南省市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて。

全員賛成で可決

■議案第31号
議決事項の変更について

審査内容

- 平成30年3月31日をもって湖南省市青少年自然道場を廃止するため、指定管理の期間を変更することについて

全員賛成で可決

産業経済常任委員会

■湖南省市地域産業振興基本条例の制定について

問 第2条の(定義)に市内事業者で該当しないものはあるのか。

答 基本的には事業者として該当しないものはあります。

問 本条例と関連する条例や政策はあるか。

答 条例として関連するものはありません。地方創生による働く場の創出プランとしての政策などが関係します。

問 産業振興戦略推進会議の具体的内容は。

答 当初予算での計上はありません。年度内で具体的に決めていきます。

問 対象者を市内事業者全てと定めているが産業振興戦略推進委員としては実質、商工会などの各種団体の負担になるのではないか。

答 各種団体だけに甘えることなく、意見を尊重します。

問 対象となる事業者からの理解はある程度得られているのか。

答 各団体に対し本条例の趣旨は説明しており、理解を頂いています。

問 本会議での質疑で本来ならもっと早くにこの条例案を制定すべきであったと回答があったと記憶するが。その理由は。

答 地域未来投資促進法と生産性革命に関する具体的な政策が国では検討されています。市としては即効性を可能とするために基本となる本条例を制定したいと考えています。また、上程時期として決して遅れたわけではなく、地方創生がスタートし、ひと・まち・しごとプランとして総合戦略を定めた時が上程時期として最適ではなかったかと思うという回答であったととらえています。

■市道路線の認定について
八重谷跨道橋線と吉永山手線を新たに市道として認定するもの。

全員賛成で可決

■市道路線の変更について
市道大塚団地1号線を大塚1号線に、市道大塚団地3号線を大塚2号線に変更するもの。

全員賛成で可決

■市道路線の廃止について
市道路線の変更に伴い廃止にするもの。

全員賛成で可決



吉永山手線の現地踏査

他に請願2件、議案3件、計9議案を審査